

荒瀬ダム問題を 農家の不安をあおるのに 利用しないで！

平成 6 年
渇水の実情

企業局はきちんと説明すべき！

平成 6 年は、発電所が発電のための取水を中止しただけ！

発電のための貯水と農業のための利水は、もともと目的が相反するものなので、渇水になれば、基本的には水の奪い合いを行うこととなります。事実、平成 6 年の渇水時の対応策について、藤本発電所は「藤本発電所における責任放流以外の貯水など水の効率的運用を行い、発電電力の増加に努めた」（平成 6 年渇水の記録）と報告しています。発電が渇水のためストップし、再度水を溜めようとした時に、下流から「水を貯めないで流して」という要望があり、それに応えたものです。つまり、ダムにそれまで貯められていた水も、要望により上流からのきた分を貯めずに流された水も、ダムがなければもともと下流に流されていたものです。

平成 6 年渇水時は、遥拝堰においても取水制限はなかった。

平成 6 年時の渇水時には、県内 42 町村に渇水対策本部が設置されていますが、八代地区においては、9 月 1 日に鏡町（現在は八代市）に設置されたのみで、旧八代市では設置されていません。当時の状況を詳細に記録した「平成 6 年 渇水の記録」には、「球磨川の下流の遥拝堰でもかんがい期間を通して流量は足りており、取水制限する必要はなかった」との記録があります。

平成 6 年渇水時は、工業用水の転用で対応している

平成 6 年の渇水について、H 県議より質問された県の担当者は、「過去を振り返ってみると、平成 6 年に 1 度だけ、遥拝堰で水不足が生じた。その時は、渇水協議会を開いて、農業用水優先という取り決めで、工業用水を調整して問題解決した」と説明していることから、遥拝堰の管理体制の範囲内の協議で終わっていることが分ります。遥拝堰の工業用水はかなり余っているのですから、当然の対応だったといえます。

何より、何十年に一度の渇水のために、地元住民や漁業者がずっと水害や漁業不振に耐えるべきという話では、正しい渇水対策とは言えません！

以上のことから、平成 6 年の渇水については、発電所が発電のために取水しようとしたところに、「取水しないで下流に流して」という要望に応えたことが、「発電所が要望に応えた」→「渇水時の水がめになった」と間違えて伝わっていることがわかります。

■荒瀬ダム撤去を実現する県民ネットワーク
(共同代表：本田進、出水晃、北垣潮)